

Case20

基礎年金番号が分からず困っている。

日本年金機構に対し、未納となっている国民年金保険料について相談したが、基礎年金番号が分からなければ、未納保険料の金額等を調べることができないと説明され困っている。



行政相談委員の対応



行政相談委員は、相談者が国民年金第1号被保険者であることや相談者が年金手帳（注1）を失くしてしまったことを確認し、住所地の市役所で年金手帳の再交付手続（注2）を取るよう助言した。その結果、相談者は、年金手帳の再発行申請を行い、未納保険料の額が分かることとなり、未納保険料の支払いができることとなった。

（注）1 被保険者の基礎年金番号等が記載された手帳で、年金の給付を受けるときの手続や年金に関する相談をするときなどに必要となる。

2 国民年金手帳の再交付の申請の受理に関する事務は、市区町村が処理する事務とされている（国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第1条の2第二号）。